

「コムストックローン約款」【コムストックローン・三菱UFJモルガン・スタンレー証券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

(下線箇所は改正部分)

新	旧
コムストックローン約款 【コムストックローン・三菱UFJモルガン・スタンレー証券】	コムストックローン約款 【コムストックローン・三菱UFJモルガン・スタンレー証券】
日本証券金融株式会社	日本証券金融株式会社
<b>第1条（趣旨）</b>	<b>第1条（趣旨）</b>
<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様（提携証券会社に第2条第5項(5)①から④までに掲げる口座の開設または取引に関する契約を締結しているお客様は除きます。以下同じとします。）に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットによる利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様（提携証券会社に第2条第2項(5)①から④までに掲げる口座の開設または取引に関する契約を締結しているお客様は除きます。以下同じとします。）に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットによる利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p>
<b>第2条（契約の成立および契約期間）</b>	<b>第2条（契約の成立および契約期間）</b>
<p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）の申込みは、お客様が、日証金のウェブサイトにおいて、掲示される次の書面の内容を確認・了解のうえ、所定の事項に同意して送信する方法によるものとします。</p> <p>(1) コムストックローン約款</p> <p>(2) 個人情報の取扱いに関する同意事項</p> <p>(3) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項</p>	<p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</p> <p>(1) 日証金所定のコムストックローン利用申込書・コムストックローン有価証券担保差入書</p>

新	旧
(4) その他日証金の定める規約等	(2) 提携証券会社所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書
(5) お取引に関する重要事項確認書	(3) 日証金所定のお取引に関する重要事項確認書
(6) コムストックローン有価証券担保差入書	(4) 日証金所定のお客様の本人確認書類
(7) その他日証金の定める書類等	(5) その他日証金の定める書類
2 お客様は、前項の申込みにあたり、日証金の定める本人確認書類を、日証金のウェブサイトにおいて画像をアップロードする方法により送付するものとします。	
3 お客様は、日証金が特に認める場合には前2項の全部または一部に代えて、第1項(1)(2)(3)(4)の内容を確認・了解のうえ、日証金の定める次の書類のうち日証金の認める全部または一部を日証金に提出する方法により申込むことができるものとします。	
(1) お取引に関する重要事項確認書	
(2) コムストックローン利用申込書	
(3) コムストックローン有価証券担保差入書	
(4) 提携証券会社所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書	
(5) 日証金の定める本人確認書類	
(6) その他日証金の定める書類等	
4 本契約は、日証金がお客様から前3項による申込みを受けて審査の結果適当と認めた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。	
5～8 (現行どおり)	2～5 (省略)
9 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査	6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査

新	旧
<p>の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第<u>5</u>項(2)から(8)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p>	<p>の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第<u>2</u>項(2)から(8)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p>
<b>第3条（担保）</b> (現行どおり)	<b>第3条（担保）</b> (省 略)
<b>第4条（融資要領）</b>	<b>第4条（融資要領）</b>
<p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 遅延損害金</p> <p>お客様が第2条第<u>7</u>項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第15条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p>	<p>1～3 (省 略)</p> <p>4 遅延損害金</p> <p>お客様が第2条第<u>4</u>項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第15条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p>
<b>第5条～第9条</b> (現行どおり)	<b>第5条～第9条</b> (省 略)
<b>第10条（危険負担、免責条項等）</b>	<b>第10条（危険負担、免責条項等）</b>
<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客様より印鑑の届け出がある場合、書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、書類、印鑑について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、書類の記載文言にしたがって責任を負うものとします。</p>	<p>1 (省 略)</p> <p>2 書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、書類、印鑑について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、書類の記載文言にしたがって責任を負うものとします。</p>

新	旧
3~5 (現行どおり)	3~5 (省略)
<b>第11条～第13条</b> (現行どおり)	<b>第11条～第13条</b> (省略)
<b>第14条 (契約の終了)</b>	<b>第14条 (契約の終了)</b>
1 第2条第 <u>7</u> 項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。 (1)～(6) (現行どおり)	1 第2条第 <u>4</u> 項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。 (1)～(6) (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
<b>第15条～第18条</b> (現行どおり)	<b>第15条～第18条</b> (省略)
以 上	以 上
<b>付 則</b> <u>この改正約款は 2023年5月27日から実施します。</u>	